

第4章 整備基本構想

1. 整備活用の基本的方向性

(1) 大友氏遺跡整備活用の視点

史跡の整備活用は、学術的調査の成果を踏まえて実施するものであり、広大な大友氏遺跡の場合は、調査研究を継続しながらその成果を段階的に整備活用に反映させる、長期的な仕組みづくりが重要となる。

さらに、大分市は市制100年を機に、「ふるさとの顔」として大友宗麟に注目し、大友氏の歴史の中から大分の魅力や個性を引き出す取り組みを構想している。現代の我々が引き継ぐべき宗麟の思想や理念を伝えつつ、創造的なまちづくりを实践する場所として、大友氏遺跡の果たすべき役割に期待が集まっている。

以上を踏まえ、大友氏遺跡の整備活用の考え方として、3つの視点を挙げる。

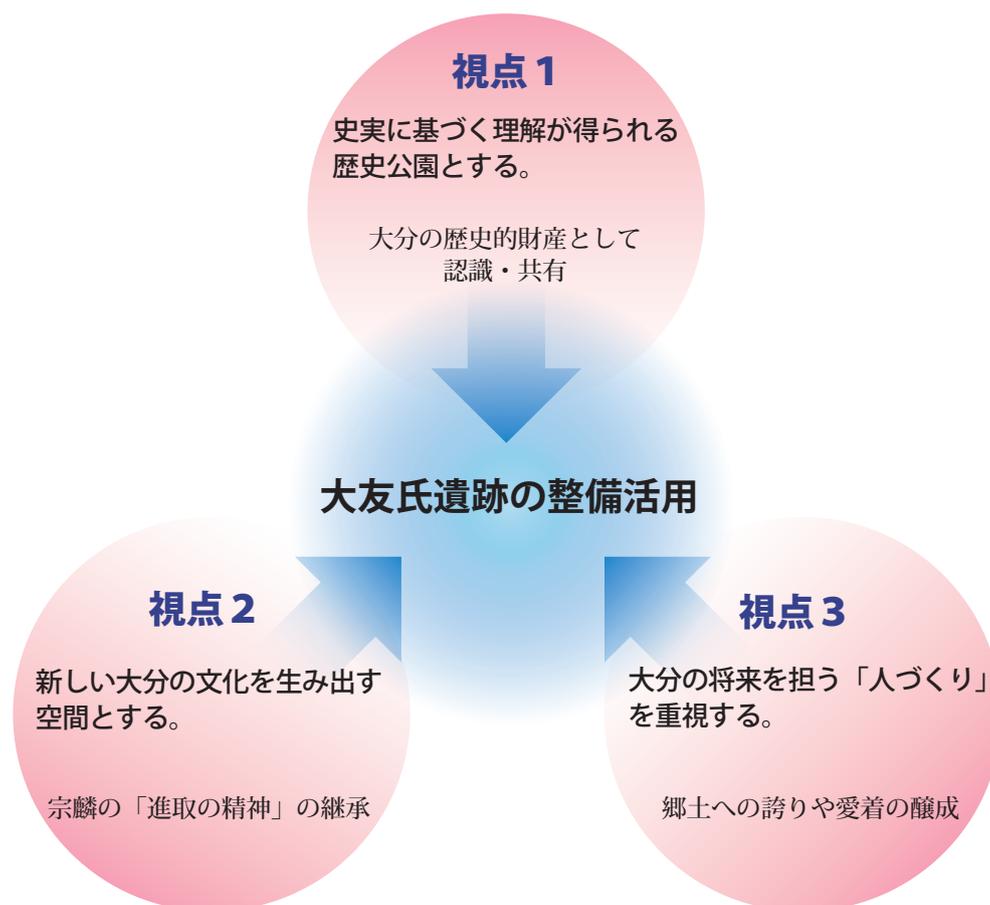


図 4-1 大友氏遺跡整備活用の視点

(2) 基本目標

大友氏遺跡の整備活用を通じて、中世豊後を治めた大友氏の個性と魅力を伝えつつ、市民の根底に流れるコスモポリタニズムやチャレンジ精神の更なる覚醒を促し、県都大分の新しい文化創造の活力を生み出していけるよう、基本目標を設定する。

基本目標

南蛮文化発祥都市おおいたの
創造・体感・発信 拠点

アジアとヨーロッパの文化が出会った戦国時代の豊後府内は、東西の文化が融合した「南蛮文化」の花開いた都市であり、今は大友氏遺跡として残されている。このため、大友氏遺跡の整備活用は、調査研究成果の公表とともに、南蛮文化発祥都市として往時の賑わいや壮大さを感じられるような、幅広い取り組みを目指すものとする。

同時に、中心市街地に近接するという立地を活かし、緑豊かなオープンスペースや多様な創造的活動を育む場所としての意義を備えながら、近隣の文化施設や観光施設と連携して新たな賑わいを生み出していく、文化・観光の拠点としての役割を持つものとする。さらには、積極的にアジアやヨーロッパへの道を拓いた大友宗麟の姿勢にならい、様々な「おおいたブランド」を世界規模で情報発信する拠点としての役割も担うものとする。

宗麟の国づくりの原動力となった「進取」の精神を、現代におけるふるさと大分の「まちづくり」と「ひとづくり」に受け継ぎ、大分市民が世界に、そして未来へ誇れる郷土のシンボルとなるような歴史公園づくりを目指す。

(3) 整備活用の基本方針

空間体験

大友氏遺跡を含む中世府内のまちの様子が理解できる、空間体験の場所となるよう整備を行う。発掘された庭園や建物について復元や解説を行うとともに、年中行事の再現や発掘調査の公開を行うなど、現地を訪れて体験することで得られる臨場感を大切にした活用に取り組む。

情報発信

豊後府内や大友氏遺跡に関する情報を集約し発信することで、現地見学の円滑な誘導案内と、歴史学習・学校教育に役立てる。

さらには、市内の歴史文化や観光情報、南蛮文化に関する情報、大友氏遺跡に関わる市民活動などの最新の大分市の情報も取り入れ、来訪者の要望に応じた幅広い情報提供を実現する。

緑の広場

大分市の中心部にあって、市民に安らぎと潤いを与え、かつ歴史性を感じさせる緑豊かな空間を創出する。

多目的に利用できる広場を整備し、市民の日常的な公園利用が行えるようにする。

交流・賑わい

人々の交流の場、市民活動を育成する場、文化創造の場と位置づけ、大友氏遺跡から新たな文化と賑わいを生み出すための整備と活用を推進する。

地域の歴史にちなんだイベント開催、大分発祥の文化活動の復活などを検討するほか、観光資源としての利用も想定した整備を行い、地域づくりの一翼を担うものとする。

導入・回遊

市内外の多様な来訪者を想定し、大分駅・周辺主要道からのアクセスを考慮した駐車場整備や公共交通利用の利便性向上を図る。

近隣地域の歴史資源等を見学する際の、回遊ルートの起点あるいは結節点としての役割もあわせて担うものとする。

2. 整備のゾーニング

史跡の整備活用においては、史跡として保護する範囲の整備とともに、見学に際してガイダンスや休憩のための施設を設けたり、来訪者のアクセスに配慮して導入部を設定するなど、来訪者の利便性を高めるための周辺部整備を一体的に進める必要がある。

また、大友氏遺跡の場合、史跡が点在していること、隣接部の道路整備事業が進行中であることから、史跡相互の回遊性を高めること、さらには史跡の歴史性に配慮した景観の保全誘導・整備も重要である。

上記の点を考慮して、本計画の対象範囲を大きく3つの整備地区に分類する。

表 4-1 整備地区の分類と対象範囲

地区の分類・目標	整備地区の対象範囲	範囲の概要
(1) 史跡整備地区 調査成果に基づく整備を行い、史跡としての価値の顕在化を目指す。	① 歴史公園（史跡）地区	・大友氏遺跡歴史公園として整備を行う範囲。 (大友氏館跡、旧万寿寺地区、唐人町跡、推定御蔵場跡)
	② 国道10号歩道部	・大友氏館跡、唐人町跡に隣接する国道10号の歩道部分であり、史跡指定を目指す範囲。
	③ 上原館跡地区	・上原館跡（史跡指定予定範囲）
(2) 周辺環境整備地区 大友氏遺跡の保存活用に必要な施設整備等を行い、史跡整備地区と連携・補完する。	① 歴史公園（便利施設）地区	・学習や観光を中心とした交流施設や便所・休憩施設、駐車場等の施設配置を計画する地区。
	② 重要遺跡地区・上原館跡地区（保護すべき範囲）	・所有者・管理者等の協力を得て、史跡整備と連携した保存活用の方策を検討する地区。
	③ 沿道景観整備地区	・道路整備が進行中であり新たな沿道空間が形成されることから、史跡と調和した景観形成に重点的に取り組む地区。
	④ 大分川河川環境整備エリア	・旧万寿寺地区東側に位置する金池地区の河川敷であり、国の事業として旧万寿寺地区に合わせた水辺の拠点の整備を行う計画が示されている範囲。
(3) 広域整備地区 大友氏遺跡を核とした、郷土の歴史や文化に対する認識を深めるための整備活用を推進する。	① 中世大友府内町景観形成目標エリア	・中世豊後府内の歴史を活かし、魅力ある市街地景観の形成にむけた検討範囲で、特に歴史公園周辺を景観形成目標エリアとする。
	② 大分市内全域	・高崎城跡のほか、鶴崎、佐賀関、大南地区をはじめ市内全域には大友氏に関する有形・無形の歴史遺産が数多く所在しており、これらの情報集積とネットワーク化を検討する範囲。

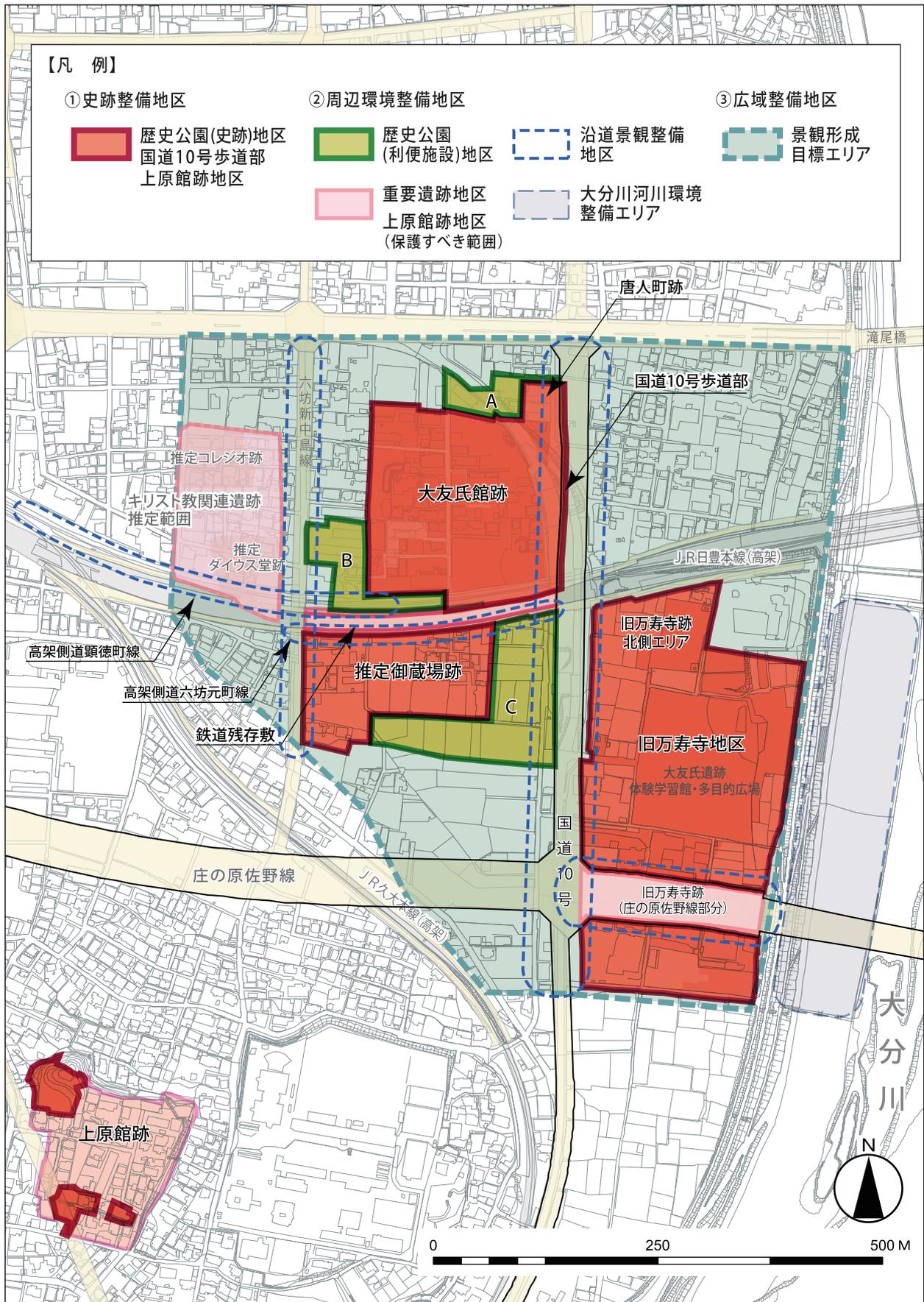


図 4-2 整備ゾーニング図

3. 地区別の整備方針

(1) 史跡整備地区

史跡整備地区については、中世大友府内町にあった館や寺院の壮大さと、府内のまちの賑わいを感じることができるよう、調査成果に基づいて庭園跡や建物・区画施設等を適切な手法を選択して表現し、諸施設の機能や規模をわかりやすく伝えるものとする。併せて、史跡内の雰囲気と調和した修景植栽や小規模な休憩・便益施設等の整備も行い、快適な空間づくりを行うものとする。

①歴史公園（史跡）地区

【遺構保存の方針】

○すべての整備は、地下遺構を確実に保存したうえで行うものとする。また、整備工事まで時間を置く場合は、現地表に遺構表示を行うなど、整備中の段階でも、見学者の理解ができるように配慮する。

【復元整備の方針】

- 中世の大友館や中世都市を体験できる空間として、発掘調査の成果に基づき復元整備に取り組むものとする。
- 大友氏遺跡は長期間に渡る歴史を有しているが、復元整備に際しては史跡の価値を最も表現できる時期を、整備年代として設定する。このため、大友宗麟が改修し国際貿易都市の最盛期にあたる「16世紀後半の大友宗麟・義統による再編・拡張が行われた時代」を目標とした復元整備を行う方針とする。
- 庭園・建造物（あるいは基壇）、門・区画塀、堀や土塁等の構造物の復元は、発掘調査結果をもとに考古学や建築学、造園学等の学術的研究を十分に踏まえて行うものとする。
- 復元整備の対象とはしない遺構であっても、空間全体における分布や規模を表現するうえで有効と考えられる場合は、平面表示や説明板等による遺構の情報提供を行う。
- 歴史公園の対象範囲である4地区それぞれの復元整備の方針を設定する（表4-2）。ただし、現状において遺構の状態が明確な部分は少ないため、今後の発掘調査成果から、復元整備の対象とする遺構を特定するとともに、各地区の性格づけをより明らかにして、詳細に整備方針を定めることとする。

表 4-2 地区別の復元整備の方針

地区名	地区別の方針
大友氏館跡	<p>大友氏遺跡のシンボル空間として復元整備を行う。</p> <p>大名屋敷の壮かさ、あるいは政治・儀式（オモテ）の空間を表現する。このため、外郭・庭園・中心建物を含む東半部について重点的に調査・整備に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外郭部：東辺部及び正門の復元整備 ・東半部：中心建物、庭園跡、その他区画塀・正門・施設等
旧万寿寺地区	<p>大友氏の歴史や文化に親しむ交流空間として整備し、公開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面は既存の施設を利用して、多様なイベントや学習機会を行う場所として公開し、大友氏遺跡に関する施設としての定着を図る。 ・長期的な視点にたつて北側エリアの都市構造や寺域内の伽藍配置等の調査を進め、遺構の保存を図ったうえで、平面表示等を行うものとする。
唐人町跡	<p>通り空間の再現を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りに面した町並み景観を復元し、大友氏館跡東辺部との連続性を保ち、国道10号との一体的な沿道景観を創出する。 (当面は史跡の追加指定と公有地化を進める。)
推定御蔵場跡	<p>復元整備にむけた発掘調査を行う。(将来計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面は現状保存に努めつつ、長期的な視点にたつて復元整備にむけた発掘調査を行うものとする。

【園路整備・修景植栽の方針】

- 復元整備範囲内の園路整備は、調査の成果に基づき、往時の通路形態を踏襲することを基本とする。管理用通路を設ける場合は、極力その線形が目立たないよう、形状・素材に配慮して行うものとする。
- 庭園部の植栽計画においては、発掘で確認された植物遺体（マツカサ）や土中に遺された花粉資料、文献等に記載されている植物や花、当時好まれた植物や花などの中から、想定される樹種を選定し、整備に反映させるものとする。ただし、植栽にあたっては、樹木の根が伸長し地下遺構を損なうことのないよう、防根措置を行うものとする。修景植栽を行う場合も、これらの樹種から積極的に取り入れる計画とする。

【解説施設・便益施設の設置方針】

- 遺跡の理解を助け、復元整備の情報を補うものとして、要所に解説板や名称板を設置する。
- 来訪者が快適・安全に見学できるように、水飲み・ベンチ等の簡易的な休憩施設、案内誘導表示（サイン）、その他の公園管理上必要な施設（柵・照明等）を整備する。これらは、規模や数が過度にならないよう必要最小限に止めるものとし、かつ史

跡の理解を妨げることをしないよう位置やデザインを十分検討したうえで配置する方針とする。

②国道10号歩道部

国道10号歩道部では、第2南北街路と名ヶ小路の辻、木戸跡の礎石が確認されている。また、隣接する車道部はかつての桜町に該当し、多数の分銅等が出土した礎石建物跡は、貿易や度量衡を統制した豪商の居宅であったと推定され、現状保存されている。

このため、国道10号歩道部においては遺跡の保存を図るとともに、舗装面に遺構の範囲を表示したり、桜町も含めた遺跡情報を伝える説明板を設置するなど、歴史公園（史跡）地区と連携した豊後府内の都市空間を表現する整備に努める。

③上原館跡地区

【保存のための整備】

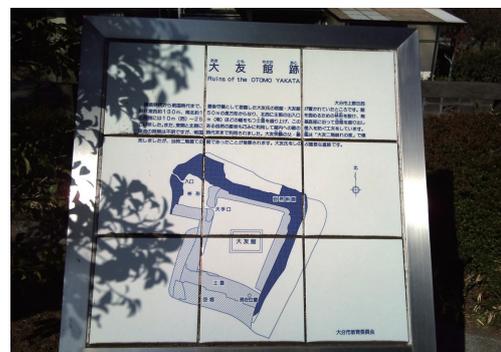
遺構の保存上、必要と考えられる樹木伐採や盛土等による保存対策を実施する。樹木伐採に際しては、伐採後の植生管理の検討もあわせて行うものとする。特に、周辺部に竹林が存在し拡大しつつあるため、史跡地内への竹林の侵入防止対策も含めて実施する。

現地形を尊重し、大規模な地形改変は行わないことを基本とするが、遺構の保存を目的とした盛土や、後世削平を受けた箇所での地形復元については、調査成果に基づき行うものとする。

【公開活用のための整備】

大分市が公園整備している南側土塁には遺跡の説明板が設置されているが、史跡指定に伴い内容を見直して再設置する。

現在、上原館跡の立地する上野の丘（古国府）一帯は、文化財や美術館を自転車等で散策できる「歴史と文化めぐりルート」が設定されており、上原館跡にも散策のための案内板が整備されている。このため、説明板の再設置と併せて小規模なベンチ等を配置し、歴史の散歩道の利用者が気軽に立ち寄れるようにする。



上原館跡に設置されている説明板



上原館跡南に設置されている案内ルートサイン（歴史の散歩道）

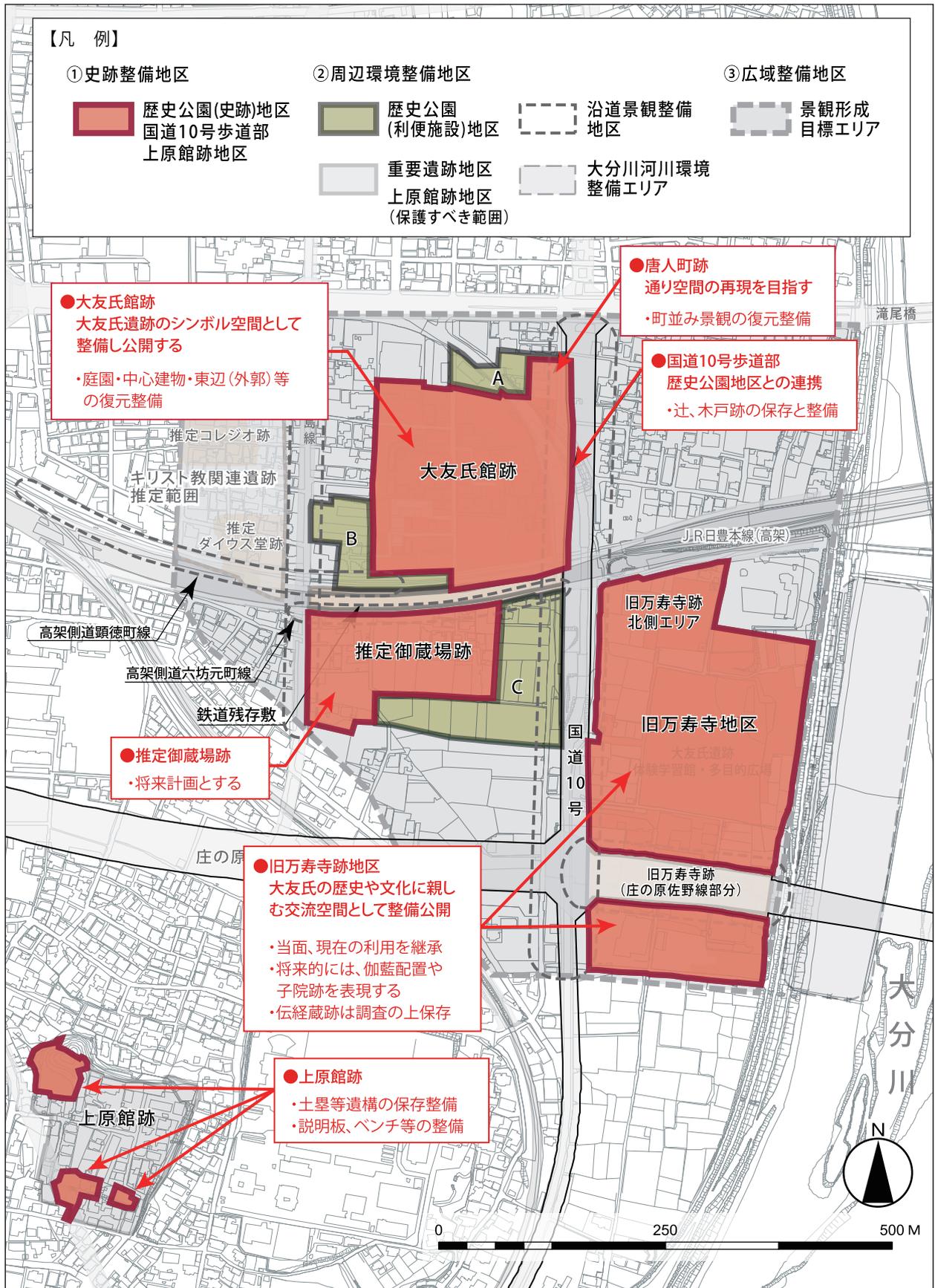


図4-3 整備方針図 (①史跡整備地区)

(2) 周辺環境整備地区

① 歴史公園（利便施設）地区

歴史公園（利便施設）地区は、歴史公園内にあって、史跡の公開に必要な諸施設を整備し、一体的に活用する地区であり、歴史公園の導入部として駐車場や便所・休憩施設等と同時に、博物館機能を有する学習交流施設等を整備することで、観光拠点としての役割を担い、多くの来訪者が集い・交流できる空間づくりを目指す。

【休憩・便益施設等の整備方針】

- 歴史公園（利便施設）地区は、史跡に隣接する3つの地区（A地区・B地区・C地区）を配置する。それぞれ駐車場・駐輪場・便所・案内板・休憩施設等を整備して、来訪者が円滑に見学できるようにする。
- 特に、利便施設C地区は、大友氏遺跡のメインの導入部として位置づけ、歴史公園全体の管理運営の拠点とする。
- 歴史公園は、本市を代表する新たな観光資源として位置づけられることから、観光客や市民が楽しめる利用しやすい空間として必要な機能を併設できるよう整備する。

【学習交流施設の整備方針】

- 大友氏遺跡の特徴的な価値である「南蛮文化発祥の地」「国際貿易都市」を示す要素として、膨大な出土遺物や関連資料がある。これらは、遺跡に隣接する場所で適切に整理・保管し公開展示することにより、その価値を効果的に表現することが可能となり、観光資源としての価値も非常に高いものとなる。したがって、歴史公園（利便施設）地区においては、博物館機能を有する学習交流施設（(仮称) Bungo 大友氏遺跡センター）が必要であり、その設置を検討する。
- 学習交流施設は、専門分野の調査研究（大友氏に関する中世史資料や発掘調査資料を対象とするもの）、大友氏遺跡や関連する遺跡の紹介、歴史公園の案内、出土遺物の展示を基本とした、大友氏に関するさまざまな情報発信を行う中核的な施設とする。特に、学習交流施設で進められる最新の調査研究に従って常に更新を図りながら、最新の成果を分かりやすく提供することを目指す。
- 体験学習機能は学習交流施設に併設し、市民や観光客が楽しく参加できる様々な体験メニューを用意する。内容は現在の大友氏遺跡体験学習館の活動である、遺跡に係るモノ作りや歴史教室等を継承しながら、学習機会と内容のさらなる充実を図る。

② 重要遺跡地区・上原館跡地区（保護すべき範囲）

- これらの地区については、管理者等の協力を得て、遺跡の保存を図るとともに、説明板を設置したり、舗装面に遺構の範囲を表示したりするなど、史跡の公開活用と連携した整備に努める。

- 都市計画道路「庄の原佐野線」予定地は、史跡指定地の間を通過し、旧万寿寺跡の寺域を南北に分断していることから、史跡の公開を妨げないよう一体利用できるよう配慮して道路整備を行うよう調整を図るものとする。

③沿道景観整備地区

- 大友氏遺跡歴史公園は、JR日豊本線の高架や近代的な建築物が立ち並ぶ中心市街地に隣接している。復元整備を目指す公園内部から見える近隣の近代的な建築物が、現状以上に増えないよう、周辺部における建築物の高さを誘導する必要がある。また、歴史公園周辺部においては、道路整備・拡幅等の事業が進むと同時に住宅・商業施設等の建築物の更新が促進されつつあることから、歴史公園へと向かう主要な沿道景観が史跡と調和した統一感あるものとなるよう、景観誘導を行う必要性が高い。このため、大友氏遺跡歴史公園の周辺部を対象に、建築物や工作物の高さや形態・意匠の方針を定めて、地域住民との協力のもと景観形成に努める。
- 大友氏館跡と旧万寿寺地区の間を通過する国道10号については、来訪者の安全かつ円滑な誘導案内に配慮して、歴史公園整備と連携した横断歩道や標識等の設置を行うことができるよう調整を図るものとする。特に、大友氏館跡の正面にあたる東辺部が国道10号歩道部と接していることから、調査によって正門跡が確認された場合、これを歴史公園の入口としても利用できるよう調整を図る。
- 鉄道残存敷は、大分県と協力して公園的利用を前提とした整備に取り組む方針とする。大分駅と歴史公園を結ぶ主要動線として、徒歩と自転車利用を想定した整備を行うとともに、大分駅から歴史公園にアプローチする部分では、往時の国際都市の賑わいを演出するなど沿道景観の工夫に努める。

④大分川河川環境整備エリア（国土交通省）

- 旧万寿寺地区東側に位置する金池地区の河川敷整備は、平成18年11月に国土交通省が策定した「大分川水系河川整備計画」において、旧万寿寺地区に合わせた水辺の拠点の整備を国の事業として行う計画が示されている。このため、河川敷の整備に際しては、川を通じ海に向かって開かれていた豊後府内の都市構造を踏まえ、往時の水辺の雰囲気を感じられ、旧万寿寺地区との一体的利用ができる整備となるよう、河川管理者と調整を図るものとする。

(3) 広域整備地区

① 中世大友府内町景観形成目標エリア

中世大友府内町跡の範囲においては、中世都市の道筋が現在の街路形態に影響を与えており、面的に継承されてきたという歴史的事実を踏まえ、街路線形や町割りそのものを保全しつつ、良好な市街地としての景観形成を進める必要がある。また、前述したとおり、歴史公園の隣接地では、史跡地内からの眺望を保全し、歴史公園に隣接する沿道景観の適切な誘導を図る必要性も高い。したがって、中世大友府内町跡のうち、歴史公園をとりまく地域については特に「景観形成目標エリア」と位置付け、可能な限り建築物や工作物の高さや形態意匠の誘導を行い、歴史的景観の保全に努めるものとする。

② 大分市内全域

高崎山山頂に所在する高崎城跡や南蛮貿易の拠点となった湊である沖ノ浜推定地（神宮寺浦）のほか、鶴崎、佐賀関の城館跡など、市内全域に大友氏に関する有形・無形の歴史遺産が数多く所在している。大分市域の歴史遺産については「点」的な整備を推進するとともに、将来的には大友氏遺跡を核とした回遊ルートの設定を進めるものとする。



図 4-5 大友氏に関連する大分市内の主な歴史遺産

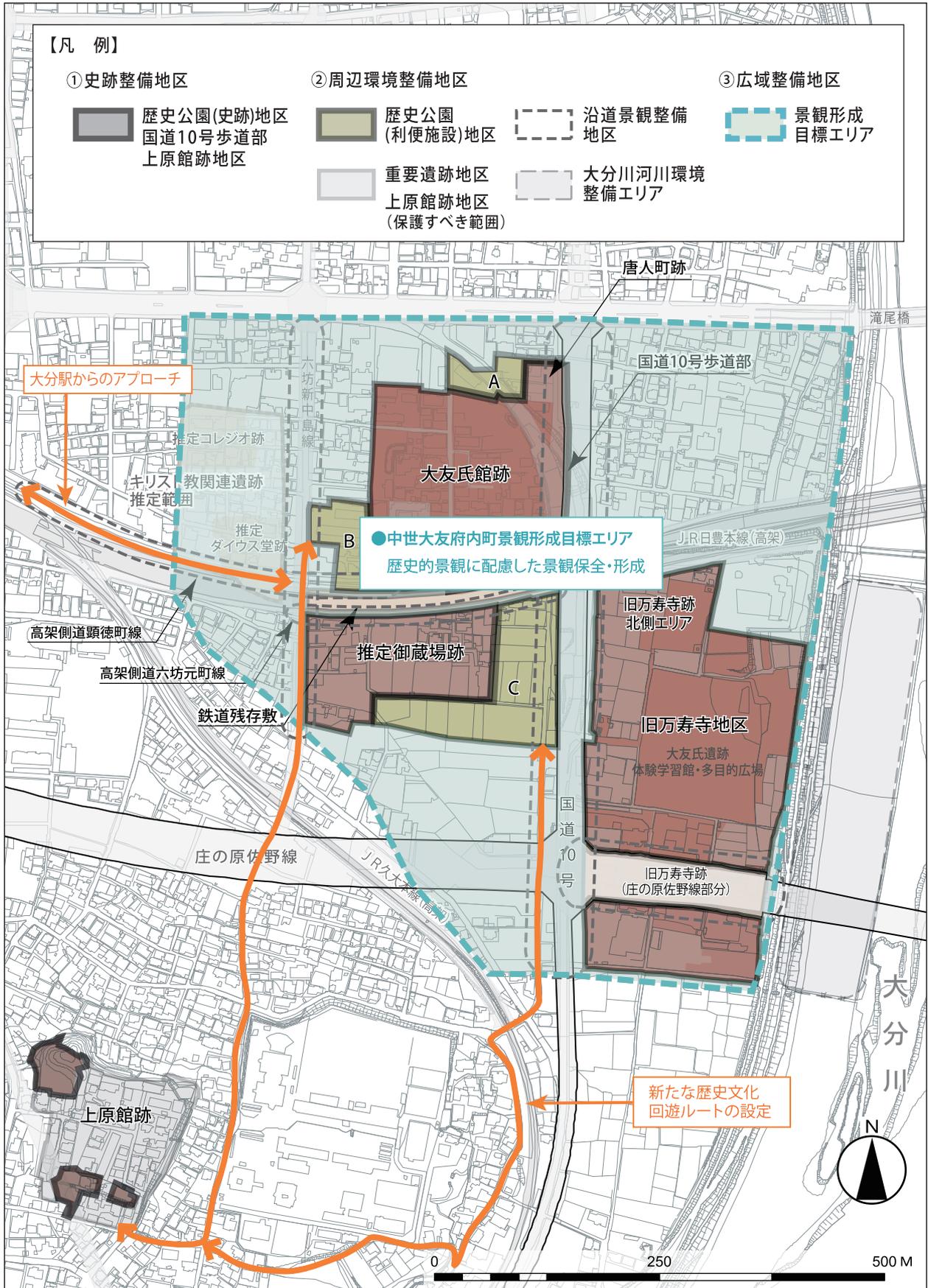


図 4-6 整備方針図 (③広域整備地区)

4. 大友氏関連の文化財広域連携（大友歴史交流ネットワーク構想）

①大分県内市町村との連携

鎌倉時代以降、一貫して大友氏の領国であった豊後国のエリアを中心に、県内各地に大友氏に関連する文化財が存在することから、これらを活用したネットワークづくりを推進する。代表的な事例としては、大友氏に関連する主要な城郭である妙見岳城・龍王城（宇佐市）、角牟礼城（玖珠町）、岡城（竹田市）、丹生島城（臼杵市）、柵牟礼城（佐伯市）などがあり、寺社では奈多八幡宮（杵築市）（大友宗麟正室の出身）などが考えられる。

これに関連して、平成25年度にはキリシタン・南蛮文化関連の歴史遺産が遺る国東市・日出町・大分市・臼杵市・津久見市・竹田市が連携し、文化遺産を活用したまちづくりの推進と地域振興、観光振興の活性化を目指す「キリシタン・南蛮文化交流協定」を締結しており、自治体連携による情報発信・活用の拡大が期待される。

さらに今後は、県外（下記②③）、海外各地（④）へと連携の幅を広げて、文化財の調査研究事業や観光交流事業を推進するほか、市民団体による文化交流活動の支援等にも取り組むものとする。

②九州近県との連携例

- 一時大友氏が支配し、貿易拠点とした博多息浜など（福岡県福岡市）
- 大友氏家臣、立花道雪の子孫が藩主となった町（福岡県柳川市）
- 日向高城耳川の戦いの舞台（宮崎県延岡市、木城町、日向市）
- 南蛮貿易関連史跡やキリスト教関連史跡を有する自治体（長崎県長崎市、西海市、平戸市、南島原市）
- 島津氏関連（鹿児島県鹿児島市、宮崎県都城市）
- 鉄砲伝来や貿易での関連（鹿児島県西之表市）

③国内各地との連携例

- 大友氏の本貫地（神奈川県小田原市）
- 大友氏と姻戚関係になる大内氏の本拠地（山口県山口市）
- 戸次川合戦に参戦した長宗我部氏、十河氏関連（高知県南国市、香川県高松市、徳島県藍住町）
- その他（京都市、大阪府堺市など）

④海外各地との連携例

- 中国との貿易（寧波、岑港、漳州など）
- 南蛮貿易・キリスト教伝播関連
（マカオ、マラッカ、ゴア、ホイアン、アユタヤ、リスボン、ローマ など）

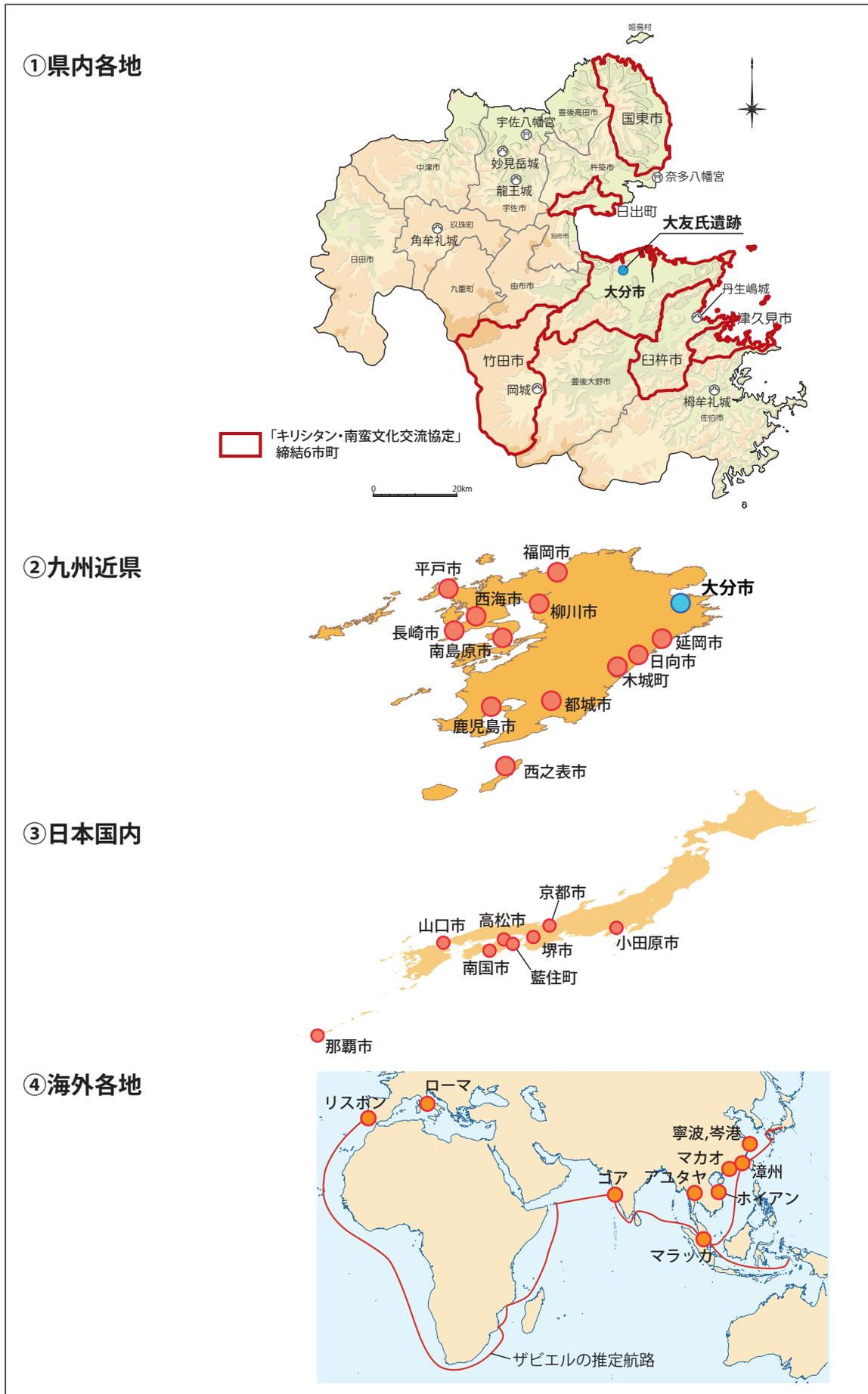


図 4-7 大友氏関連の文化財広域連携対象地域

5. 大友氏歴史公園整備事業の推進方針

上原館跡を含めた大友氏遺跡の対象地の面積を考慮すると、整備事業の展開には長い期間が必要である。当面は、大友氏館跡を中心に大友氏歴史公園整備事業を重点的に進めて、早期公開を目指す。また、史跡と周辺区域に関する施策の実施状況、達成状況は定期的を確認し、見直しを行いながら、史跡の整備活用の効果的な事業推進に努めるものとする。

①史跡指定（追加指定）と公有化の推進

歴史公園の早期実現にむけて史跡指定（追加指定）と公有化を推進する。

②復元整備に向けた発掘調査事業の実施

史跡の整備活用にあたっては、史跡地にかかる検討課題を全体的に踏まえたうえで、計画的かつ段階的に事業を実施することが望まれる。

特に、復元的行為を伴う史跡整備においては、専門家の指導の下に、復元整備を目指している大友氏館跡の発掘調査を進めつつ、調査成果に基づく復元に向けた検証を行うものとする。

③部分的な早期公開の実現

大友氏館跡の復元整備を段階的に進め、博物館機能をもつ学習交流施設（（仮称）Bungo 大友氏遺跡センター）とともに、早期公開を目指すものとする。

大友氏館跡の復元整備については、すでに発掘調査に一部着手しているが、具体的な復元整備の実現には学術的成果を踏まえた詳細な検討に、一定期間を要する。

④大友氏遺跡に関連する活用事業との連携

整備過程も活用の一環として捉え、臨場感ある発掘調査の公開、整備への市民参加などの取組を検討する。

⑤関係法令との調整

史跡の整備活用にあたっては、保存管理計画（第3章）に定めた保存の方針を前提として行うものとするほか、指定地内外にかかる「文化財保護法」、「都市計画法」、「景観法」など、関連する各種法令との調整を図り、適切な方法をとるようとする。